

資料 1

令和 7 年 壱岐市議会定例会 1 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 1 号関係

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 1

【第 2 条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 2

議案第 2 号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表 3

【第 2 条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表 4

議案第 3 号関係

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

【第 1 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表 5

【第 2 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表 7

【第 3 条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表 1 2

【第 4 条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表 1 3

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)	第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)	

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)	第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3 (略) 以 下 (略)	第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 (略) 以 下 (略)	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 (略) 以 下 (略)	第1条及び第2条 (略) (手当) 第3条 (略) 2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3 (略) 以 下 (略)	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第29条まで (略) (期末手当) 第30条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) <u>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。</u> 4～6 (略) 第31条及び第32条 (略) (勤勉手当) 第33条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日	第1条から第29条まで (略) (期末手当) 第30条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) <u>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u> 4～6 (略) 第31条及び第32条 (略) (勤勉手当) 第33条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日	

現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 以 下 (略) ※ 別表第1から別表第4までの給料表の改定については新旧対照表への記載を省略	現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 以 下 (略)	
--	--	--

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第10条まで (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u> (5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> (6) <u>重度心身障害者</u> 3 <u>扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</u> 4 <u>扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間</u>	第1条から第10条まで (略) (扶養手当) 第11条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (3) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u> (4) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> (5) <u>重度心身障害者</u> 3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。</u> 4 <u>扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗</u>	

にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後

じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条 削除

にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第 1 2 条の 2 から第 2 5 条まで （略）

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第 2 6 条 （略）

2 第 5 条、第 1 1 条から第 1 4 条まで及び第 1 6 条から第 1 8 条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第 2 7 条及び第 2 8 条 （略）

（管理職員特別勤務手当）

第 2 9 条 第 1 0 条に規定する職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要により職員勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給

第 1 2 条の 2 から第 2 5 条まで （略）

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第 2 6 条 （略）

2 第 5 条、第 1 1 条から第 1 3 条まで及び第 1 6 条から第 1 8 条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第 2 7 条及び第 2 8 条 （略）

（管理職員特別勤務手当）

第 2 9 条 第 1 0 条に規定する職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要により職員勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支

する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3～4 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

第31条及び第32条 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3～4 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

第31条及び第32条 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

以下 （略）

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

以下 （略）

※ 別表第1から別表第4までの給料表の改定については新旧対照表への記載を省略

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																				
第1条から第6条まで（略） （給与条例の適用除外等） 第7条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。 第8条（略） 附 則（略） 別表（第6条関係） 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>380,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>427,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>477,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>539,000円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	第1条から第6条まで（略） （給与条例の適用除外等） 第7条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u> 第8条（略） 附 則（略） 別表（第6条関係） 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>392,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	
号給	給料月額																					
1	380,000円																					
2	427,000円																					
3	477,000円																					
4	539,000円																					
号給	給料月額																					
1	392,000円																					
2	440,000円																					
3	492,000円																					
4	555,000円																					

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条から第5条まで (略) (給与に関する特例) 第6条 (略) 2～3 略 <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第7条 壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条から第14条まで(第12条の2を除く。)、第22条から第24条まで<u>及び第33条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第3条及び第29条第1項及び第30条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第3条中「<u>、期末手当</u>」とあるのは「<u>、特定任期付職員業績手当、期末手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の1</u>	第1条から第5条まで (略) (給与に関する特例) 第6条 (略) 2～3 略 <u>4 第2項の規定による号給の決定、前項の規定による給料月額</u> の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第7条 壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条から第14条まで(第12条の2を除く。)、第22条から第24条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第29条第1項、第30条第2項及び第33条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第33条第2項中「<u>100分の10</u>	

22.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の1
27.5」とあるのは「100分の175」とする。

以下（略）

5」とあるのは「100分の87.5」とする。

以下（略）

令和6年度1月補正予算（案）概要

1. 各 会 計 予 算 額 一 覧	1
2. 1 月 補 正 予 算 の 主 要 事 業	2～5
3. 繰 越 明 許 費	6～8



堺 岐 市

令和6年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名			現計予算額	1月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一 般 会 計			25,172,692	706,100	25,878,792
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,435,154	1,012	3,436,166
		診療施設勘定	49,975		49,975
		計	3,485,129	1,012	3,486,141
	後期高齢者医療事業特別会計		449,987		449,987
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,762,562	3,497	3,766,059
		介護サービス事業勘定	35,667	400	36,067
		計	3,798,229	3,897	3,802,126
	三島航路事業特別会計		133,313	1,604	134,917
	農業機械銀行特別会計		158,785		158,785
	合 計		8,025,443	6,513	8,031,956
一般会計、特別会計の合計			33,198,135	712,613	33,910,748

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	1月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	796,519	284	796,803
	収益的支出	880,948	923	881,871
	資本的收入	282,563	10,011	292,574
	資本的支出	487,244		487,244
下水道事業会計	収益的收入	402,888	300	403,188
	収益的支出	401,844	756	402,600
	資本的收入	125,821		125,821
	資本的支出	190,181		190,181

令和6年度1月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属
					特定財源						予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 13 物価高騰対応重点支援事業費	住民税非課税世帯支援金給付事業	0	127,274	127,274	127,274	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」による低所得世帯に対する支援金を給付することで生活支援を行う。 ●事業内容 基準日（令和6年12月13日）において苓岐市内に住所を有する世帯のうち、令和6年度住民税均等割が非課税となる世帯に対し支援金を給付する。 ・給付金 120,000千円（30千円×4,000世帯） ・事務費 7,274千円	市民福祉課 P20～21
	住民税非課税世帯支援金給付事業（こども加算分）	0	8,426	8,426	8,426	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」による低所得世帯に対する支援金（こども加算分）を給付することで生活支援を行う。 ●事業内容 基準日（令和6年12月13日）において苓岐市内に住所を有する世帯のうち、令和6年度住民税均等割が非課税となる世帯で18歳以下の児童がいる子育て世帯に対し支援金（こども加算分）を給付する。 ・給付金 8,400千円（20千円×420人） ・事務費 26千円	いきいろ子ども未来課 P20～21
	物価高騰・地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業	0	79,500	79,500	72,800	0	0	0	6,700	●事業の背景・目的等 エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図る。 ●事業内容 ＜物価高騰・地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業＞ 物価高騰等の影響を受けている市民生活の安定と飲食向け商品券による苓岐産の農水産物や焼酎の消費を促し、市内経済の活性化を図るためプレミアム付き商品券を発行する。 ○発行内容 5,000円分の商品券を3,000円で販売（プレミアム率67%） ・共通商品券 1,000円×4枚 ・飲食向け商品券 1,000円×1枚 合計5,000円 ○販売総数 36,000セット（1人3セットまで購入可能） ○販売期間 令和7年4月以降 ○事業費 発行事業費 78,400千円、事務費 1,100千円	商工振興課 P20～21

令和6年度1月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 13 物価高騰対応重点支援事業費	生活物資等物流維持緊急支援事業	0	4,430	4,430	4,100	0	0	0	330	●事業の背景・目的等 エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図る。 ●事業内容 ＜生活物資等物流維持緊急支援事業＞ 生活必需品をはじめ市民生活に欠かすことができない物資の輸送を担っている貨物運送事業者へ対して支援することで、市内の物流維持および市民生活の安定を図る。 ○対 象 貨物運送事業者 ・普通自動車、けん引自動車 1台あたり26,000円 (140台) ・小型自動車 1台あたり13,000円 (20台) ・軽自動車 1台あたり13,000円 (40台) ○事業費 補助金4,420千円、事務費10千円	商工振興課 P20～21
	肉用牛経営緊急支援事業	0	28,842	28,842	26,305	0	0	0	2,537	●事業の背景・目的等 エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図る。 ●事業内容 ＜肉用牛経営緊急支援事業＞ 子牛価格下落支援として、子牛補給金制度の発動を前提とした黒毛和種の全国平均価格と長崎県平均価格の差額を県・市で支援。(県・市・生産者で1/3の等分負担) ・支援金 28,612千円 ・事務費 230千円	農林課 P20～21
	漁業生産特別支援事業	0	9,000	9,000	8,300	0	0	0	700	●事業の背景・目的等 エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図る。 ●事業内容 ＜漁業生産特別支援事業＞ 漁業者が利用する発泡スチロール箱の価格上昇分(令和7年1月以降10%値上げ)に対する支援 ・支援金 9,000千円	水産課 P20～21

令和6年度1月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	県営事業費	56,754	16,814	73,568	0	0	16,600 補正予算債	0	214	●事業の背景・目的等 農地・農業用施設等の基盤整備を推進し、営農環境の維持・保全を図る。 ●事業内容 国の補正予算に伴う県営事業に係る地元負担金 ①県営海岸事業負担金 273千円 ②県営圃場整備事業負担金 14,000千円 ③県営老朽ため池整備事業負担金 2,541千円	農林課 P36～37
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費（補助）	173,860	192,221	366,081	132,628 社会資本整備総合交付金 105,000 道路メンテナンス事業費補助金 15,208 交通安全対策事業費補助金 12,420	0	58,900 補正予算債	0	693	●事業の背景・目的等 道路の改良・整備・道路防災安全対策等の道路インフラの整備を行うことにより、住民の快適で安全・安心な環境づくりを推進する。 ●事業内容 国の補正予算に伴い、道路改良及び防災安全対策等の整備を行う。 ①1級市道黒崎線（新田工区）他2線 道路改良事業 ②1級市道片原中央線（永田工区）他4線 道路防災安全事業 ③1級市道芦辺浦中央線（芦辺浦工区） 交通安全施設整備事業 ④2級市道谷江本線（川口橋）他3橋 橋梁補修事業	建設課 P40～41
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業費	99,108	6,000	105,108	0	0	6,000 補正予算債	0	0	●事業の背景・目的等 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化を行うことにより、住民生活の向上、安全・安心なまちづくりを推進する。 ●事業内容 国の補正予算に伴う県営急傾斜地崩壊対策事業に係る地元負担金 ①東触地区急傾斜地崩壊対策事業負担金	建設課 P40～41

令和6年度1月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属			
					特定財源				国費			県費	地方債	その他	予算書 ページ
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	80,071	5,711	85,782	0	0	5,700	0	11	●事業の背景・目的等 県が実施している郷ノ浦港JF用浮桟橋の整備と併せて、郷ノ浦港ターミナルの施設改修を実施し、利用者の利便性の向上及び地域経済の振興を図る。 ●事業内容 郷ノ浦港ターミナルビル内の空調設備改修を追加で実施する。 ○改修工事一式	水産課 P40～41				
10 災害復旧費 1 農林水産施設災害復旧費 1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	80,701	25,266	105,967	0	22,471	0	▲ 3,934	6,729	●事業の背景・目的等 令和6年11月に発生した集中豪雨により被災した農地・農業用施設等の復旧を行う。 ●事業内容 測量設計・復旧工事、その他（崩土除去等） ○補助災害（復旧工事） ①農地 3地区 ②農業用施設 1地区 ○単独災害（修繕、小災害補助） ①修繕 3地区 ②小災害補助 8地区	農林課 P46～49				
10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災補助）	24,200	5,000	29,200	4,000	0	1,000	0	0	●事業の背景・目的等 令和6年11月に発生した集中豪雨により被災した公共土木施設等の復旧を行う。 ●事業内容 復旧工事 ○道路災害 1箇所	建設課 P48～49				

■一般会計・繰越明許費 追加（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
2 総務費	1 総務管理費	住民税非課税世帯支援金給付事業	127,274	R7.9.30	国の補正予算に伴う物価高騰対策として給付するものであり、本年度中に給付が完了しないため。
		住民税非課税世帯支援金給付事業（こども加算分）	8,426	R7.9.30	国の補正予算に伴う物価高騰対策として給付するものであり、本年度中に給付が完了しないため。
		物価高騰・地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業	79,500	R7.10.31	国の補正予算に伴う物価高騰対策として実施するものであるが、準備から実施・換金等に期間を要するため。
		肉用牛経営緊急支援事業	7,698	R7.8.31	国の補正予算に伴う物価高騰対策として実施するものであるが、実績報告後の事業費確定までに一定の期間を要するため。
		漁業生産特別支援事業	7,650	R7.9.30	国の補正予算に伴う物価高騰対策として実施するものであるが、より効果的な支援となるよう事業期間を延長して実施する必要があるため。
5 農林水産業費	1 農業費	県営海岸事業	273	R8.3.31	国の補正予算により実施するものであるが、県営事業の繰り越しにより地元負担金についても繰り越す必要があるため。
		県営圃場整備事業	14,000	R8.3.31	国の補正予算により実施するものであるが、県営事業の繰り越しにより地元負担金についても繰り越す必要があるため。
		県営老朽ため池整備事業	2,541	R8.3.31	国の補正予算により実施するものであるが、県営事業の繰り越しにより地元負担金についても繰り越す必要があるため。
	3 水産業費	漁村再生交付金事業	113,900	R7.5.30	初山漁港（初瀬地区） 本工事は突堤新設および既存岸壁の取付改良工事であるが、ブロック制作ヤードの調整に不測の日数を要したこと、また例年に比べ時化が続き作業船入港に遅れが生じたため。
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	39,856	R7.9.30	①1級市道黒崎線（新田工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			19,928	R7.9.30	②1級市道錦線（南工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			19,928	R7.9.30	③2級市道左京鼻線（諸吉本村工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。

■一般会計・繰越明許費 追加（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	13,443	R7.9.30	④1級市道片原中央線（永田工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			10,000	R7.9.30	⑤2級市道住吉長峰線（住吉前工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			5,415	R7.9.30	⑥1級市道海田線（半城本村工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			3,608	R7.9.30	⑦2級市道加賀城線（坂本工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			40,000	R7.9.30	⑧1級市道新郷ノ浦港線（郷ノ浦トンネル） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			18,000	R7.9.30	⑨1級市道芦辺浦中央線（芦辺浦工区） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			6,863	R7.9.30	⑩2級市道谷江本線（川口橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			6,900	R7.9.30	⑪市道下ル線（中央橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			4,140	R7.9.30	⑫市道高松線（高松橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
			4,140	R7.9.30	⑬市道鯛ノ原峯田1号線（鯛ノ原橋） 国の補正予算により実施するものであり、工事契約が令和7年2月となり標準工期の確保が困難であるため。
	3 河川費	県営急傾斜地崩壊対策事業	6,000	R8.3.31	国の補正予算により実施するものであるが、県営事業の繰り越しにより地元負担金についても繰り越す必要があるため。
	4 港湾費	郷ノ浦ターミナルビル改修事業	28,640	R7.6.30	郷ノ浦ターミナルビル内の空調設備改修を追加で実施する必要性が生じたことにより、工法検討・設計等に不測の日数を要したため。
合 計			588,123		

■一般会計・繰越明許費 変更（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変 更 理 由
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	64,200	84,688	20,488	R8.2.27	令和6年11月に発生した集中豪雨による災害の査定完了が令和7年1月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	24,000	29,000	5,000	R7.7.30	2級市道筒方線 令和6年11月に発生した集中豪雨による災害の査定完了が令和7年1月となり、標準工期の確保が困難であり年度を跨いでの施工が必要なため。
合 計			88,200	113,688	25,488		

資料 3

令和 7 年 壱岐市議会定例会 1 月会議

議案第 4 号 関係資料

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業
(低所得世帯支援枠)
＜住民税非課税世帯支援金給付事業＞

【目 的】

国において「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として追加された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯対して、支援金を給付することにより生活支援を行う。

【事業費】

(全 体) 135,700千円 (財源: 全額国費10/10)

(1) 令和6年度住民税非課税世帯支援金 120,000千円

(2) 令和6年度住民税非課税世帯支援金（こども加算分）

8,400千円

(3) その他関連事務費

7. 300千円

【事業内容】

令和6年12月13日に壱岐市内に住所を有する世帯のうち、令和6年度の住民税均等割が非課税となる世帯（但し、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く）に対し、支援金を給付する。

(1) 住民税非課税世帯支援金

①対象：令和6年度住民税均等割非課税世帯（4,000世帯）

②給付額：1世帯あたり3万円

(3万円×4, 000世帯=1億2,000万円)

③その他：対象と思われる世帯を抽出し3月までに通知。申請書等により対象要件や振込口座を確認後、給付を実施。

(2) 住民税非課税世帯支援金（こども加算分）

①対 象：令和6年度住民税均等割非課税世帯で18歳以下の児童がいる子育て世帯（児童420人）

②給付額：児童1人あたり2万円

(2万円×420人=840万円)

③その他：対象と思われる世帯を抽出し3月までに通知。申請書等により対象要件や振込口座を確認後、給付を実施。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業
(推奨事業メニュー①)
<物価高騰・地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業>

■事業概要：物価高騰の影響を受けている市民生活及び飲食店や民宿等宿泊施設での飲食機会について、過去最大のプレミアム付き商品券を発行し、市民生活及び飲食店や民宿等宿泊施設での消費の下支えと、農業・漁業等へも好影響を及ぼすことで市内経済の活性化を図る。なお、今回の飲食向け商品券の発行効果を高めるため飲食店や民宿等宿泊施設での吉岐産の農水産物や焼酎等の利用を促すこととする。

■発行内容：5,000 円分の商品券を 3,000 円で販売（プレミアム率 67%）
◎「共通」商品券は商品券が使用できる全事業所で使用できる。
※飲食店・宿泊施設でも使用できる。
◎「飲食向け」商品券は飲食店・宿泊施設でのみ使用できる。
飲食店・宿泊施設・・・店内で飲食を行うことを主とした形態
の店舗又は宿泊施設での飲食サービス

■商品券内容：共通商品券・・・1,000 円×4 枚
飲食向け商品券・・・1,000 千円×1 枚 合計 5,000 円
※商品券の色は各々分ける。

■総販売数：36,000 セット（ひとり 3 セットまで購入可能）

■発行総額：180,000 千円
（内訳：販売分 108,000 千円、プレミアム分 72,000 千円）

■販売期間：令和 7 年 4 月以降

■利用期間：販売開始から 4 か月間

■換金期限：利用期間終了から 1 か月後

■販売窓口：吉岐市郷ノ浦庁舎・勝本支所・芦辺支所・石田支所

■補正予算額：79,500 千円（発行事業費 78,400 千円、事務費 1,100 千円）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業
(推奨事業メニュー②)
＜生活物資等物流維持緊急支援事業＞

■事業概要：市内の貨物運送事業者は、生活必需品をはじめ医療機器等の生命にもかかわる物資の輸送など市民生活に欠かすことのできない重要な役割を担っているが、燃料価格等の高止まりに加え物価・人件費高騰により経営が厳しい状況であることから、市内の物流維持のため補助金を支給する。なお、補助金は対象車両等の保有数によって支給する。

■対象事業者：補助金の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 名古屋市内に本社又は支店を有し、名古屋市内で貨物自動車運送事業を営業している事業者。
- (2) 上記事業を引き続き実施する意思がある事業者。
- (3) 国または地方公共団体が株式の多数を保有しない事業者。
- (4) 申請時点で市税の滞納がない事業者。

■対象車両：貨物運送事業者が使用する車両のうち、次の要件のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 令和 7 年 1 月 1 日時点で事業用として使用（稼働）しており、申請日以降も継続して使用（稼働）する車両。
- (2) 自動車検査証の使用者住所が名古屋市内である車両。
- (3) 用途が貨物であり、生活物資を輸送する車両。
- (4) 道路運送車両法による普通自動車、小型自動車、軽自動車（霊きゅう車及び 2 輪車は除く）。但し、長崎の緑・黒ナンバーに限る。
- (5) 自動車検査証の有効期間の満了する日が申請日時点で有効である車両。

■補助金の額

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 普通自動車・けん引自動車 | ： 1 台あたり 26,000 円（140 台） |
| (2) 小型自動車 | ： 1 台あたり 13,000 円（ 20 台） |
| (3) 軽自動車 | ： 1 台あたり 13,000 円（ 40 台） |

■申請期限：令和 7 年 2 月 28 日(金)まで

■申請方法：必要書類を商工振興課へ持参又は郵送にて提出

■補正予算額：4,430 千円（補助金 4,420 千円、事務費 10 千円）

《参考》

- 貨物運送事業者の対象車両の種別は、道路運送車両に関する法律で以下に区分される自動車とする。

種 別	車両の大きさ等
普通自動車	総排気量が 2,000 ccを超え、大型・小型特殊自動車以外の自動車
小型自動車	総排気量が 2,000 cc以下で、大きさが長さ 3.4m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下の自動車
軽自動車	総排気量が 660 cc以下で、大きさが長さ 3.4m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下の自動車

※けん引自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省省令第 67 号）に定められた自動車とする。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業
（推奨事業メニュー③）
<肉用牛経営緊急支援事業>

■概 要

物価高騰に起因した子牛価格の下落により、繁殖農家の経営が厳しい状況にあるため、県が新たに創設した子牛価格下落支援制度と同様の、緊急的な支援対策を実施し、肉用子牛の生産基盤強化及び農業経営の継続と安定を図る。

■事業内容

肉用子牛生産者補給金制度（国の制度）が発動かつ長崎県平均価格が全国平均価格を下回った場合、子牛生産者に対し、販売頭数に応じて四半期ごとにその差額の1/3（県と同額）を支援する。

■事業期間 令和6年4月～令和7年3月

■補正予算額 28,842千円

・支援金 28,612千円

・事務費 230千円

■そ の 他 事業主体であるJA 壱岐市へ補助し、事業主体から農家へ振込

※積算資料

（単位：円）

対象時期	R6.4～6	R6.7～9	R6.10～12 （予測値）	R7.1～3 （予測値）
国平均価格	541,400	498,900	507,112	507,112
県平均価格	535,698	482,988	480,679	480,679
差 額	5,702	15,912	26,433	26,433
補助率	1/3	1/3	1/3	1/3
支援金/頭	1,900	5,300	8,800	8,800
対象頭数	1,634	758	1,580	862
支援金総額	3,104,600	4,017,400	13,904,000	7,585,600

※第4四半期は第3四半期と同額を見込んでいる。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業
(推奨事業メニュー④)
<漁業生産特別支援事業>

■概 要：

漁業用資材の価格が高騰しており、市内漁協が取り扱う出荷用の発泡スチロール箱についても令和7年1月から更に10%値上げとなっている。物価高騰対策として行っている発泡スチロール箱への現在の支援に加え、今回の重点支援交付金を活用した追加支援として、令和7年1月からの価格上昇分に対して支援を行うことで、漁業者の経費負担を軽減し、生産活動の維持・活性化を図る。

■事業内容：発泡スチロール箱の令和7年1月からの価格上昇分に対して支援する。

$$99,000 \text{ 千円 (箱年間販売額)} \times 91\%^{\ast 1} \times 10\% \text{ (平均値上率)} \\ = 9,000 \text{ 千円}$$

※1… 1～9月の箱販売額が年間販売額に占める割合(漁協販売実績)

■対象者：市内漁協正組合員、准組合員、自営定置

■事業期間：令和7年1月～9月

(値上げとなった発泡スチロール箱を大量に使用する夏場のケンサキイカの漁期が終了する9月まで)

■補正予算額：9,000 千円 (補助金 9,000 千円)

■その他：事業主体である市内5漁協へ補助し、事業主体から漁業者へ振込

議案第 1 号

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

1 改正の概要

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、議会議員
の期末手当の支給率について改定を行う。

2 主な改正内容

一般職に準じて期末手当の支給率改定（0.05月分引き上げ）

※年間 3.4月 → 3.45月（0.05月増）

（現 行）6月 100分の170 12月 100分の170

（改正後）6月 100分の170 12月 100分の175

（R7 年度）6月 100分の172.5 12月 100分の172.5

[単位：月数]

		6 月 期	1 2 月 期	年 間 合 計
令和 6 年度	期末手当	1.700	(+0.050) 1.750	(+0.050) 3.450
令和 7 年度 以降	期末手当	1.725	1.725	3.450

3 施行日

第 1 条の規定は公布の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用

第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行

4 参考

議案第 2 号

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、壱岐市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について改定を行う。

2 主な改正内容

一般職に準じて期末手当の支給率改定（0.05月分引き上げ）

※年間 3.4月 → 3.45月（0.05月増）

（現 行）6月 100分の170 12月 100分の170

（改正後）6月 100分の170 12月 100分の175

（R7年度）6月 100分の172.5 12月 100分の172.5

[単位：月数]

		6月期	12月期	年間合計
令和6年度	期末手当	1.700	(+0.050) 1.750	(+0.050) 3.450
令和7年度 以降	期末手当	1.725	1.725	3.450

3 施行日

第1条の規定は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用

第2条の規定は令和7年4月1日から施行

4 参考

議案第3号

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の給与改定に伴い、本市職員の給与等について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条関係〕
 - ア 期末手当の支給割合を改定する。(第30条関係) ※ (2.45月→2.5月)
定年前再任用短時間勤務職員の支給割合の改定 ※ (1.375月→1.4月)
 - イ 勤勉手当の支給割合を改定する。(第33条関係) ※ (2.05月→2.1月)
定年前再任用短時間勤務職員の支給割合の改定 ※ (0.975月→1月)
 - ウ 行政職給料表を全部改正する。(別表第1関係)
 - エ 海事職給料表を全部改正する。(別表第2関係)
 - オ 教育職給料表を全部改正する。(別表第3関係)
 - カ 医療職給料表を全部改正する。(別表第4関係)
- (2) 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条関係〕
 - ア 扶養手当の配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額(第11条関係)
現行：配偶者(月額6,500円)、子1人あたり(月額10,000円)
改正：配偶者(廃止)、子1人あたり(月額13,000円)
※経過措置あり(R7.4.1～R8.3.31) → 配偶者(月額3,000円)
子(月額11,500円)
 - イ 定年前再任用短時間勤務職員の手当支給拡大(住居手当)(第26条関係)
 - ウ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の変更(第29条関係)
現行(午前0時～午前5時) → 改正(午後10時～午前5時)
 - エ 期末手当の支給割合(令和7年度以降)を均等に改定する。(第30条関係)
定年前再任用短時間勤務職員の支給割合も均等に改定
 - オ 勤勉手当の支給割合(令和7年度以降)を均等に改定する。(第33条関係)
定年前再任用短時間勤務職員の支給割合も均等に改定
 - カ 行政職給料表を一部改正する。(別表第1関係)
 - キ 海事職給料表を一部改正する。(別表第2関係)
 - ク 教育職給料表を一部改正する。(別表第3関係)
 - ケ 医療職給料表を一部改正する。(別表第4関係)

【改定内容（支給月数）】年間4.50月分→4.60月分（+0.10月分）

区 分	6 月支給	1 2 月支給
令和 6 年度		
期末手当	1. 225月（支給済み）	<u>1. 275月</u> （現行1. 225月）
勤勉手当	1. 025月（支給済み）	<u>1. 075月</u> （現行1. 025月）
令和 7 年度以降		
期末手当	<u>1. 25月</u>	<u>1. 25月</u>
勤勉手当	<u>1. 05月</u>	<u>1. 05月</u>

(3) 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第 3 条関係〕

ア 期末手当の支給割合を改定する。（第 7 条関係）

イ 特定任期付職員給料表を増額改定する。（別表関係）

(4) 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第 4 条関係〕

ア 特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する。（第 7 条関係）

イ 期末手当の支給割合（令和7年度以降）を均等に改定する。（第 7 条関係）

【改定内容（支給月数）】特定任期付職員

区 分	6 月支給	1 2 月支給
令和 6 年度		
期末手当	1. 7月（支給済み）	<u>1. 75月</u> （現行1. 7月）
<u>業績手当</u>	—	1月（成績優秀者のみ）
令和 7 年度以降		
期末手当	<u>0. 95月</u>	<u>0. 95月</u>
勤勉手当	<u>0. 875月</u>	<u>0. 875月</u>

3 施行日

ア 第 1 条関係及び第 3 条関係

公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用

イ 第 2 条関係及び第 4 条関係

令和 7 年 4 月 1 日から施行

4 参考

本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- **【月例給】** 官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- **【ボーナス】** 0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- **【給与制度のアップデート】** 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

本年の給与勧告のポイント②

月例給

[民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較] 《令和6年4月1日実施》

✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]

⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分(※) 1,267円]

※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])

【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円

▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス

[直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較] 《令和6年4月1日実施》

✓ 民間の支給割合…4.60月

✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月

(一般の職員の場合の支給月数)

▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)

▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.275 月 (現行1.225 月)
	勤勉手当	1.025 月 (支給済み)	1.075 月 (現行1.025 月)
7年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月

寒冷地手当

《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定